

(5) 「認可地縁団体」について

1. 認可地縁団体とは？

自治会が一定の要件を満たすことで市長の認可を受け、「認可地縁団体」になると、法人格を取得することができます。

このことにより、例えば、所有する自治公民館や土地などの不動産を自治会名義で登記する（つまり「自治会として」財産を保有する）等、法律行為の幅が広がります。

2. 認可申請のできる団体

地域的な共同活動を円滑に行うことを予定している団体

3. 認可要件

認可を受けようとする団体は以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、現にその活動を行っていることが認められるもの
(自治会規約、自治会総会資料により確認します。)
- (2) 自治会区域が客観的にあきらかなこと
- (3) 地区内に住所のあるものは誰でも構成員になることができ、現にその相当数が構成員になっていること
- (4) 規約を定めていること
規約には、次に掲げる事項を定める必要があります。

- (ア) 自治会活動の目的
- (イ) 自治会名
- (ウ) 区域
- (エ) 主たる事務所の所在地
- (オ) 構成員の資格に関する事項
- (カ) 代表者に関する事項
- (キ) 会議に関する事項
- (ク) 資産に関する事項



4. 認可申請までの手続き

- (1) 自治会の総会を開催し、次のことを決めてください。
- ① 自治会の規約を「地方自治法」の規程に合うように決定してください。
 - ② 認可申請を行うことを総会で決定し、それを記録してください。
 - ③ 自治会の代表者も決定してください。
- (2) 以下の必要申請書類を作成し、協働のまちづくり課（本庁舎行政棟2階7番窓口）に提出してください。
申請にあたっては、事前にご相談ください。

【提出する書類】

- ・認可申請書
 - ・規約（会則）
 - ・総会にて認可申請が決定したことを証する記録（議事録等）
 - ・構成員全員の名簿
 - ・総会資料
 - ・申請者が代表者であることがわかる書類
- または申請者が代表者になることを承諾した書類

5. 告示事項の変更の手続き

認可された団体は市において告示しますが、告示された事項に変更があった場合（規約の変更を除く）、市長への届出が必要となります。

変更があった場合は、速やかに協働のまちづくり課（本庁舎行政棟2階7番窓口）へ届け出してください。

●主に、以下について変更があった場合は届出が必要です。

- ① 代表者（自治会長）
- ② 主たる事務所の位置（所在地）
- ③ 自治会名
- ④ 自治会の区域

【提出する書類】

- ・告示事項変更届出書
 - ・告示事項の変更があった旨を証明する書類（総会議事録等の写し）
- ※ 会議事録は、告示内容の変更が議案に含まれ、決議されたことが確認できるものを作成し、議事録署名人等の署名があるものをご提出ください。

6. 規約の変更の手続き

規約（会則）を変更する場合には、市長の認可が必要となります。また、規約変更には、別段の定めがない場合は、地方自治法の規定により、構成員の4分の3以上の同意が必要となります。

規約を変更する場合には、協働のまちづくり課（本庁舎行政棟2階7番窓口）へご相談ください。

【提出する書類】

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約の変更を総会で議決したことを証明する書類（総会議事録の写し）

7. 登記に必要な告示事項証明書の取り方

- ① 「告示事項証明書交付請求書」と「諸証明交付請求書（市民課に設置）」を協働のまちづくり課に提出します。
- ② 協働のまちづくり課担当者とともに市民課窓口にて交付請求し、告示事項証明書を取得します。（諸証明手数料1通300円）
- ③ 交付を受けた告示事項証明書を添え、不動産登記申請を行ってください。（申請先は宇都宮地方法務局です。）

8. 法人に関する税の手続き

○法人の設立届

税務署、県税事務所、市税務課に提出してください。

○税の申告

◇収益事業を行った場合

⇒ 税務署、県税事務所、市税務課へ事業終了後2ヶ月以内に申告します。

◇収益事業を行わない場合

⇒ 県税事務所、市税務課へ均等割の申告を4月末頃までに行ってください。※詳細な締切りは市税務課へ

○税の減免申請

◇収益事業を行っていない場合

⇒ 県税事務所、市税務課へ均等割の減免申請を行います。

◇固定資産税の減免申請

⇒ 市税務課へ申請します。

9. 不動産にかかる登記の特例

認可を受けた地縁団体は、様々な法律行為が可能となります。特に、その団体名義での不動産登記ができるようになるというメリットがあります。

しかし、不動産登記については、共有又は個人名義から法人（認可地縁団体）名義に所有権移転登記を行う際、所有権者が数世代遡る場合において、相続人の所在が不明で、手続きに必要な承諾書が用意できない等の問題が生じていました。

このようなことから、地方自治法の一部が改正（平成27年4月1日施行）され、認可地縁団体が所有する不動産が、「一定の要件」を満たす場合は、市長の公告を経て、登記手続きを進めることができます。

以下の要件に該当する場合は、協働のまちづくり課へご相談ください。

○申請要件

次の4つに該当する場合、申請することができます。

また、これらを疎明する資料を添付いただく必要があります。

- Ⓐ 申請する認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。
- Ⓑ 申請する認可地縁団体が、当該不動産を10年以上所有の意志をもって、平穏かつ公然と占有していること。
- Ⓒ 当該不動産の表示登記部又は所有権の登記名義人の全てが、申請する認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。
- Ⓓ 相続人を含む登記関係者の全員又は一部の所在が知れないとこと。

（疎明とは：相手に「一応確からしい」との認めさせる程度の証明行為。
厳格に明白な証拠等の提出は求められない。）

10. その他

○法務局への変更登記

保有資産の増減や自治会名及び所在地の変更（※）があったときは、法務局で登記の変更を行ってください。

※併せて、「告示事項変更届出書」を市へ提出してください。